

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和8年1月23日

金曜日

第5473号

目 次

規則

- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の一部を改正する規則 1

告示

- 土壤汚染対策法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域の指定 9
 ○指定管理者の指定 10
 ○指定障害福祉サービスの事業の廃止 11
 ○定款変更及び新規土地改良事業施行の認可

規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年1月23日

富山県知事 新田八朗

富山県規則第1号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の一部を改正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則（平成14年富山県規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中

※ 9 給付	給付基礎額			円
	内訳	基準額		
扶養親族		配偶者	子	人
		特定期間にある子	人	円

基礎額の証明		そ の 他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。			
	年 月 日			
	職氏名			印

を

※ 9 給付基礎額の証明	給 付 基 础 額			円
	内 訳	基 準 額		円
扶養親族		子	人	円
	満15歳に達する日 後の最初の4月1 日から満22歳に達 する日以後の最初 の3月31日までの 間にある子	人	円	
	そ の 他	人	円	
給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。				
	年 月 日			
	職氏名			印

に改める。

様式第5号中

※ 7	給 付 基 础 額			円
	内	基 準 額		円
扶養親族		配 偶 者	人	円
	子	人	円	

給付基礎額の証明	訳	特定期間にある子	人	円
		その他の	人	円
給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。				
年　月　日				
職氏名 印				

を

※ 7 給付基礎額の証明	給付基礎額			円
	内訳	基準額		円
扶養親族		子	人	円
	満15歳に達する日 後の最初の4月1 日から満22歳に達 する日以後の最初 の3月31日までの 間にある子	人	円	
その他の	人	円		
給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。				
年　月　日				
職氏名 印				

に改める。

様式第6号中

※	給付基礎額			円
	内	基準額		円
配偶者		者	円	

5 給付基礎額の証明	訳	扶養親族	子	人	円
			特定期間にある子	人	円
			その他の	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。				
年　月　日					
職氏名				印	

を

※ 5 給付基礎額の証明	給付基礎額			円	
	内 訳	扶養親族	基準額		円
			子	人	円
			満15歳に達する日 後の最初の4月1 日から満22歳に達 する日以後の最初 の3月31日までの 間にある子	人	円
その他の	人	円			
給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。					
年　月　日					
職氏名				印	

に改める。

様式第8号中

請求日数のうち療養のため業務に従事する ことができなかつたと認められる日数 年　月　日から のうち　　日	業務に従事することができなかつたと 認められる理由
---	------------------------------

年　月　日まで 上記のとおりであると認めます。		を
年　月　日 所在地 病院又は診療所の名　称 医師氏名		

請求日数のうち療養のため業務に従事する ことができなかつたと認められる日数 年　月　日から のうち　　日 年　月　日まで	業務に従事することができなかつたと 認められる理由
上記のとおりであると認めます。 年　月　日 所在地 病院又は診療所の名　称 医師氏名	に、

※ 7 給付基礎額の證明	給付基礎額		円			
	内 訳	基準額		円		
		扶養親族	配偶者		円	
			子	人	円	
			特定期間にある子		人	円
			その他の		人	円
給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。						
年　月　日						
職氏名 印						

を

内	給付基礎額		円	
		基準額		円
		子	人	円
満15歳に達する日 後の最初の4月1				

※7 給付基礎額の証明	訳	扶養親族	日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	人	円		
			そ の 他	人	円		
給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。							
年 月 日							
職氏名 印							

に改める。

様式第10号中

※10 給付基礎額の証明	給付基礎額			円
	基準額			円
	内訳	配偶者		円
		子	人	円
		扶養親族	特定期間にある子	人
		そ の 他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。			
年 月 日				
職氏名 印				

を

	給付基礎額			円
	基準額			円
		子	人	円
		満15歳に達する日		

※ 10 給付基礎額の証明	内 訳	扶養親族	後の最初の4月1 日から満22歳に達 する日以後の最初 の3月31日までの 間にある子	人	円
			そ の 他	人	

給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

職氏名 印

に改める。

様式第11号中

※ 9 給付基礎額の証明	給付基礎額			円
	内 訳	基準額		円
		配偶者		円
	扶養親族	子	人	円
		特定期間にある子	人	円
		そ の 他	人	円

給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

職氏名 印

を

	給付基礎額			円
		基準額		円
		子	人	円

※ 9 給付基礎額の証明	内 訳	扶養親族	満15歳に達する日 後の最初の4月1 日から満22歳に達 する日以後の最初 の3月31日までの 間にある子	人	円
			そ の 他	人	
給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年　月　日 職氏名 印					

に改める。

様式第12号中

※ 10 給付基礎額の証明	給付基礎額			円	
	内 訳	基準額			円
		扶養親族	配偶者		円
			子	人	円
			特定期間にある子	人	円
			そ の 他	人	円
給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年　月　日 職氏名 印					

を

	給付基礎額			円	
		基準額			円
			子	人	円

※ 10 給付基礎額の証明	内 訳	扶養親族	満15歳に達する日 後の最初の4月1 日から満22歳に達 する日以後の最初 の3月31日までの 間にある子	人	円		
			そ の 他	人	円		
給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。							
年 月 日							
職氏名			印				

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この規則による改正前の警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(警・警務課)

VVV

告 示

富山県告示第31号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域に指定するので、同条第3項において準用

する第6条第2項の規定により公示する。

令和8年1月23日

富山県知事 新田八朗

1 指定する区域

射水市庄西町二丁目 115番の一部

2 特定有害物質の種類

六価クロム化合物及びシアン化合物

富山県告示第32号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和8年1月23日

富山県知事 新田八朗

1 公の施設の名称

県民公園新港の森

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

富山県射水市今井 523番地

盛田造園・射水造園業協同組合共同体

代表者 有限会社盛田造園

富山県射水市今井 523番地

構成員 射水造園業協同組合

富山県射水市松木 800番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

富山県告示第33号**指定障害福祉サービスの事業の廃止について**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和8年1月23日

富山県知事 新田八朗

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労移行支援	令和8年1月31日	1610200931	スケッチ株式会社	高岡市駅南二丁目3番5号西側1階	おかげさま	高岡市中川町1番14号

富山県告示第34号**定款変更及び新規土地改良事業施行の認可について**

小矢部市土地改良区から申請のあった定款変更及び荒川五ヶ村地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項及び同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、令和8年1月14日認可した。

令和8年1月23日

富山県知事 新田八朗

12 令和8年1月23日

富山県報

第5473号

令和8年1月23日印刷発行

発行 富山県
富山県富山市新総曲輪1番7号
電話富山 076-444-3153番
